

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件 新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表 (略)	(略)	別表 (略)	(略)
ペミロラストカリウム。ただし内用剤に限る。	平成二十七年一月十一日		